

町が指名停止措置を行った事業者に係る対応について

杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止措置を行った事業者に対しては、下記の通りお取り扱いいたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1、指名停止中の事業者の確認方法

下記URLに情報を掲載しています。

掲載 URL <https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/10914.html>

2、指名停止期間における事業者の取扱い

- (1) 指名競争入札においては、指名しません。
- (2) 随意契約においては、原則として見積の徴取及び契約を行いません。
- (3) 町が発注する一般競争入札には参加することができません。
- (4) 町が発注する工事等において、下請人になることを承認しません。

3、建設工事における下請人との契約に係る留意事項

施工体制台帳が提出された時点において、指名停止期間中の事業者が下請人となっていることが確認された場合は、下請人の選定を見直していただくことがございます。下請人の選定時は、上記の指名停止情報を必ずご確認くださいませようお願いします。

※ 施工体制台帳資料の虚偽記載等により、指名停止期間中の事業者を下請人又は再委託先として使用したことが後に発覚した場合、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、元請人と下請人を厳正に処罰することがございますので十分ご注意ください。

杉戸町管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線 273)